



平成29年5月19日

各 位

会 社 名 株式会社ハーツユナイテッドグループ
 代表取締役社長 CEO 宮澤 栄一
 代表者名 (コード番号：3676 東証第一部)
 取締役 CFO 風間 啓哉
 問合せ先 (T E L . 03-6406-0081)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成29年6月27日開催予定の第4回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 将来の成長に合わせたオフィス環境の整備及び業務の効率化を図るため、本社を移転することを予定しております。この本社移転に伴い、現行定款第3条に規定する本店の所在地を東京都港区から東京都新宿区に変更いたします。また、本変更に係る経過的な措置を定めるため、本店移転の効力発生日に関する附則を設けるものであります。
- (2) 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の一層の強化を図るため、取締役だけでなく執行役員からも社長その他の役付役員の選定を可能とするものであります。併せて、株主総会及び取締役会の運営について、取締役会が定めた取締役が株主総会及び取締役会の招集権者及び議長となるよう、現行定款を修正するものであります。(変更案第12条、第21条及び第22条)
- (3) 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築を図るため、現行定款第21条に規定する取締役の任期を1年に短縮し、取締役の経営責任をより一層明確にいたします。(変更案第20条)
- (4) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を株主総会の決議に加えて取締役会の決議により実施できるようにいたします。これに伴い、内容が重複する現行定款第8条(自己株式の取得)及び第49条(中間配当金)を削除するものであります。(変更案第47条及び第48条)
- (5) その他条文削除に伴う条項の繰り上げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第2条(条文省略)	第1条～第2条(現行どおり)
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。	第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

<p style="text-align: center;">第4条～第7条(条文省略)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、会社法第 165 条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p style="text-align: center;">第9条～第 12 条(条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p style="text-align: center;">第 14 条～第 20 条(条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会結の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条(条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役社長</u>1名を選定し、また必要に応じ、<u>取締役会長</u>1名および、<u>取締役副社長</u>、<u>専務取締役</u>、<u>常務取締役</u>各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>	<p style="text-align: center;">第4条～第7条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第8条～第 11 条(現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 12 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、<u>取締役会が定めた</u>取締役が招集する。<u>当該</u>取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては<u>取締役会が定めた</u>取締役が議長となる。<u>当該</u>取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p style="text-align: center;">第 13 条～第 19 条(現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会結の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付役員)</p> <p>第 21 条(条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役または執行役員の中から</u>、社長1名を選定し、また必要に応じ、会長1名および、副社長、専務、常務各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会が定めた</u>取締役が招集し、議長となる。<u>当該</u>取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>
---	--

<p style="text-align: center;">第 24 条～第 47 条(条文省略)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第 48 条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第 49 条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 50 条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 23 条～第 46 条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 47 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 48 条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第 49 条(現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>第3条(本店所在地)の変更は、平成 29 年6月 30 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は当該本店移転日経過後、削除する。</p>
---	--

3. 日程

- | | |
|-------------------------|----------------|
| (1) 取締役会決議 | 平成 29 年5月 19 日 |
| (2) 定款変更のための定時株主総会開催予定日 | 平成 29 年6月 27 日 |

以 上